

## 船舶事故等調査報告書

平成21年12月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第263号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成21年6月21日 04時25分ごろ	
発生場所	沖縄県沖大東島東方沖 (概位 北緯24°30′ 東経134°21′)	
事故等調査の経過	平成21年8月31日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第一 <sup>しょうよう</sup> 翔洋丸、19トン	
船舶番号、船舶所有者等	ON2-0482（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 機関長、六級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	主機とクラッチ間の軸継手損傷	
事故等の経過	<p>本船は、沖大東島東方沖で操業中、平成21年6月21日04時25分ごろ、主機が衝撃音とともにクラッチ「脱」状態となり、クラッチ付近から大量の黒煙を噴出し始め、主機の運転ができなくなって運航不能に陥った。</p> <p>本船は、来援した僚船にえい航され、沖縄県当添漁港に引き付けられた。</p>	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：うねり なし、波高 約1m	
その他の事項	帰港後、機関整備業者の点検調査を受けたところ、ゴム製軸継手が過熱焼損しているのが認められ、火災発生のおそれがあったことが判明した。	
分析	乗組員等の関与	なし
	船体・機関等の関与	あり
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	主機とクラッチ間のゴム製軸継手が、経年劣化して摩耗し、過熱して焼損したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が沖大東島東方沖において操業中、経年劣化した主機出力軸のゴム製軸継手が過熱焼損したため、発生したものと考えられる。	